

慶弔見舞金規程

株式会社 CIN GROUP

第1章 総則

第1条 (目的)

この規則は当社就業規則で定める手続きにより正社員として採用された社員（以下社員という）の慶弔見舞金に関する事項を定めたものである。

本規程は正社員のみを対象とする。

第2条 (慶弔見舞金の種類)

会社が支給する慶弔見舞金の種類は次のとおりとする。

- ◆ 結婚祝金
- ◆ 出産祝金
- ◆ 弔慰金
- ◆ 傷病見舞金

第3条 (申請手続きおよび支給)

社員またはその他の請求権者が、慶弔見舞金の支給を受けようとするときは、原則として、事後1週間以内に所定の手続きにより会社に申請しなければならない。

第2章 祝金及び役員の参加

第4条 (結婚祝金)

勤続6ヶ月以上の社員が結婚した場合には下記の勤続年数の区分により結婚祝金を支給する。ただし、結婚祝金は、請求者の双方が社員の場合は、どちらか一方金額が高い方とし、双方が同額である場合は、夫のみの支給とする。また、請求にあたっては婚姻届の写しを添付しなければならない。

勤続1年以上かつ能力等級5以上の正社員	50,000円
上記以外	30,000円

第5条 (結婚式への役員等参加)

勤続6ヶ月以上の社員が結婚した場合の役員の参加については、下記とおりとする。

	参加	任意参加
能力等級5の正社員	代表取締役及び他役員	メンバーは、各々の意思により決定
上記以外の社員	所属長	

第6条 (出産祝金)

勤続6ヶ月以上の社員またはその配偶者が出産したときは、下記のとおり出産祝金を支給する。ただし、出産祝金は、請求者の双方が社員の場合は、どちらか一方金額が高い方とし、双方が同額である場合は、夫のみの支給とする。また、請求にあたっては母子手帳の写し或いは出生届の写しを添付しなければならない。なお社員が出産当事者の場合、職場復帰後の支給となる。

勤続1年以上かつ能力等級5以上の正社員	50,000円
上記以外	30,000円

第3章弔慰金及び参列等

第7条(弔慰金)

勤続6カ月以上の社員の家族が死亡した場合は、次の区分により死亡弔慰金を支給する。また、請求にあたっては医師の診断書或いは市長或いは区長の証明書を添付しなければならない。

配偶者	30,000円
本人の父母・子女	20,000円
配偶者の父母	10,000円
本人の兄弟姉妹	10,000円

- 前項の弔慰金は同一の支給事由について2人以上の社員がいるときは、支給額の多い者を優先し、同一額のときは年長者の1人に対して支給する。

第8条(葬儀への参列、花輪・弔電)

会社役員や社員及びその家族が死亡した場合は、下記とおりに行う。

亡くなられた方	参加	花輪	弔電
正社員	代表取締役	○	-
正社員の両親、ご子息	-	○	○

第4章付則

第9条(規程の改廃)

本規程の改廃は取締役の決議によるものとする。

第10条(施行日及び改訂履歴)

- 本規程は、平成25年10月1日より施行する。
- 平成27年7月14日改定
- 平成28年6月23日改定(第5条、第8条変更)
- 平成30年8月1日改定(第4条、第5条、第6条、第8条変更)